（国際規制物資の使用等に関する規則の一部改正）

第四条　国際規制物資の使用等に関する規則（昭和三十六年総理府令第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条の六第一項中「第四十三条の三の三十三第四項」を「第四十三条の三の三十四第四項」に改める。

第四条の十第一号中「第六十八条第四項」を「第六十八条第五項」に改める。

第八条中「第六十八条第六項」を「第六十八条第七項」に改める。

第九条中「第六十八条第十五項」を「第六十八条第十六項」に改める。

別記様式第二十六表面中「同法第68条第６項」を「同法第68条第７項」に改め、同様式裏面を次のように改める。

（裏　　面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第61条の８の２　国際規制物資使用者等は、保障措置協定に基づく保障措置の実施に必要な範囲内において原子力規制委員会規則で定めるところにより、国際規制物資の計量及び管理の状況について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならない。

２　前項の検査（以下「保障措置検査」という。）に当たつては、原子力規制委員会の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。

一　事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二　帳簿、書類その他必要な物件の検査

三　核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

四　国際規制物資の移動を監視するために必要な封印又は装置の取付け

３　前項第一号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

４　第２項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第68条　原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第３項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第６項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

２～４　（略）

５　原子力規制委員会は、第１項の規定による立入検査のほか、追加議定書の定めるところにより国際原子力機関に対して説明を行い、又は第14項の規定による立入検査の実施を確保するために必要な限度において、その職員に、国際規制物資使用者等の事務所又は工場若しくは事業所その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

６　（略）

７　前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

８～11　（略）

12　第１項から第６項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第80条　次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

一～六　（略）

七　第61条の８の２第２項の規定による立入り、検査又は試料の提出を拒み、妨げ、又は忌避した者

八～十　（略）

十一　第68条第１項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）、第２項から第５項まで又は第13項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

別記様式第二十七の裏面を次のように改める。

（裏　　面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第61条の23　原子力規制委員会は、指定情報処理機関の情報処理業務の適確な遂行の確保に必要な限度において、指定情報処理機関に対し、その業務若しくは経理に関し報告をさせ、又はその職員に、当該機関の事務所若しくは事業所に立ち入り、当該機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第61条の23の20　第61条の17、第61条の18及び第61条の23の規定は、指定保障措置検査等実施機関について準用する。この場合において、第61条の18中「情報処理業務」とあるのは「保障措置検査の業務」と、第61条の23第１項中「情報処理業務」とあるのは「保障措置検査等実施業務」と読み替えるものとする。

第80条の２　次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定情報処理機関の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

一・二　（略）

三　第61条の23第１項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第80条の３　次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定保障措置検査等実施機関の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

一～四　（略）

五　第61条の23の20において準用する第61条の23第１項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

（核燃料物質の加工の事業に関する規則の一部改正）

第五条　核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項及び第二項中「省令」を「規則」に改める。

第二条第一項第一号ロを次のように改める。

ロ　加工施設の一般構造

(イ)　核燃料物質の臨界防止に関する構造

(ロ)　放射線の遮蔽に関する構造

(ハ)　核燃料物質等の閉じ込めに関する構造